

働く人の暮らしを
守る制度です。

神奈川県 最低賃金

が改定されました。

836円

時間額

[発効日]平成23年10月1日

※特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。



必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

ウェブで最低賃金が
チェックできます。

最低賃金制度

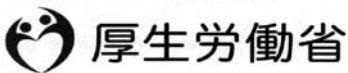
検索

厚生労働省
ホームページアドレス

<http://www.mhlw.go.jp/>

最低賃金に関する
特設サイトアドレス

<http://www.saiteichingin.info/>



最低賃金に関するお問い合わせは神奈川県労働局または最寄りの労働基準監督署へ

会員増強運動実施中 !! 皆様のお力をお貸し下さい

- ★最近、近所で開業した方がいる
 - ★記帳・税金で悩んでいる方がいる
- そんな方を是非、ご紹介下さい。
紹介して頂いた方が会員になられた場合には、
紹介者の方に粗品を進呈します。

ご連絡は事務局までお願いします。

☎ 521-1145 指導係まで



さらに便利で使いやすく!
ネットでもどこでも申告・納税。

e-Tax

国税電子申告・納税システム

はじめてみませんか? ネットで 申告・納税